

吸収分割に関する事前開示書面

（会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項）

令和8年7月27日

G - F A C T O R Y 株式会社

令和 8 年 7 月 2 7 日

吸収分割に関する事前開示書面

東京都新宿区西新宿一丁目 2 5 番 1 号

G - F A C T O R Y 株式会社

代表取締役 片平 雅之

双日食料株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び G - F A C T O R Y 株式会社（以下「当社」といいます。）は、令和 8 年 7 月 1 0 日付で吸収分割契約を締結し、効力発生日を令和 8 年 9 月 1 日（予定）として、分割会社の営む飲食店の開業をサポートするプラットフォーム「O M I S E C R A F T」に係る事業に関する権利義務を、当社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本吸収分割に関する会社法第 7 9 4 条第 1 項及び会社法施行規則第 1 9 2 条に基づく開示事項は、下記のとおりです。

記

1 . 吸収分割契約の内容（会社法第 7 9 4 条第 1 項）

別紙 1 吸収分割契約書のとおりです。

なお、本吸収分割は、当社においては会社法第 7 9 6 条第 2 項に定める簡易分割に該当し、分割会社においては会社法第 7 8 4 条第 2 項に定める簡易分割に該当するため、両社とも株主総会による本吸収分割に係る分割契約の承認を経ずに本吸収分割を行う予定です。

2 . 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 1 9 2 条第 1 号）

本吸収分割の対価として、当社は分割会社に対し、金 8 0 0 万円の金銭を交付することといたしました。かかる対価につきましては、分割会社から分割される対象事業における収益の状況、承継の対象となる権利義務等を総合的に勘案し、当社と分割会社との間で真摯に協議を重ねた結果、合意に至ったものであり、妥当かつ相当なものであると判断しております。なお、当社において、資本金の額に変動はありません。

3 . 会社法第 7 5 8 条第 8 号に関する事項（会社法施行規則第 1 9 2 条第 2 号）

該当事項はありません。

4 . 吸収分割承継会社の新株予約権等を交付する場合の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 1 9 2 条第 3 号）

該当事項はありません。

5 . 吸収分割会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 1 9 2 条第 4 号）

吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 に記載のとおりです。

吸収分割会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6．吸収分割承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第192条第6号）

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

7．効力発生日以後における吸収分割承継株式会社の債務（会社法第799条第1項の規定により吸収分割について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第192条第7号）

本吸収分割の効力発生後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれております。また、本吸収分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

なお、本吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記事項に変動が生じるときは、変更後の当該事項を記載して書面を備え置きいたします。

以 上

別紙 1（吸収分割契約書）



吸収分割契約書

双日食料株式会社（以下「甲」という。）とG-FACTORY株式会社（以下「乙」という。）とは、甲が第1条で定める事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （目的）

甲は、効力発生日（第6条第1項で定義する。以下同じ。）において、その経営する事業のうち飲食店の開業をサポートするプラットフォーム「OMISE CRAFT」に係るビジネス（以下「本事業」という。）に関して有する本契約第3条第1項及び別紙「承継権利義務明細表」記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条 （当事会社の商号及び住所）

本分割を行う甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

区分	商号	住所
甲（分割会社）	双日食料株式会社	東京都港区六本木三丁目1番1号
乙（承継会社）	G-FACTORY株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号

第3条 （本分割により承継する権利義務）

- 1 乙は、本分割により、別紙「承継権利義務明細表」記載の権利義務を、効力発生日において、甲から承継する。
- 2 甲の本事業に関する債務を乙が承継するときは、当該債務の承継は、免責的債務引受けの方法による。
- 3 前項に基づく債務の承継に関し、会社法第759条第2項の規定により甲が弁済責任を負う場合であっても、当該債務の最終的な負担者は乙とし、甲は乙に対してその負担の全額について求償することができる。

第4条 （本分割の対価）

- 1 乙は、効力発生日において、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価として、甲に対して、金800万円（消費税非課税）を支払う。

2 前項の対価は、甲の指定する以下の口座に振込送金する方法により支払う。振込手数料は乙の負担とする。

三菱 UFJ 銀行 東京営業部 当座預金 0311326
ソウジツシヨクリヨウ (カ)

第5条 (乙の資本金、準備金等)

本分割により乙の資本金及び準備金は増加しない。

第6条 (効力発生日)

- 1 本分割が効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、令和8年9月1日とする。ただし、分割手続進行上の必要性その他の事由によりやむを得ないときは、甲乙が協議してこれを変更することができる。
- 2 甲及び乙は、前項ただし書きにより効力発生日を変更した場合は、変更前の効力発生日(変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合は変更後の効力発生日)の前日までに、変更後の効力発生日を公告することその他必要な措置を取らなければならない。

第7条 (株主総会の承認を要しない旨)

- 1 甲においては、本分割は、会社法第784条第2項の規定に基づき、甲の株主総会の承認を経ずに行う。
- 2 乙においては、本分割は、会社法第796条第2項本文の規定に基づき、乙の株主総会の承認を経ずに行う。ただし、同項ただし書又は同条第3項の規定により、株主総会の承認を要することとなった場合は、乙は、効力発生日の前日までに乙の株主総会の特別決議による承認を経るものとする。

第8条 (労働契約の承継)

- 1 本事業に主として従事する労働者(会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(以下「労働承継法」という。)第2条第1項第1号に掲げる労働者をいう。)は存在しない。
- 2 甲の労働者のうち、その労働契約を本分割により乙に承継させる労働者はいない。
- 3 甲は、本分割について、労働承継法第7条に基づく労働者の理解と協力を得る措置(7条措置)及び商法等の一部を改正する法律(平成12年法律第90号)附則第5条に基づく労働者との協議(5条協議)を、それぞれ法令所定の時期までに適切に実施する。

第9条 (既存業務提携契約等の取扱い及び知的財産権などの帰属確認)

- 1 甲は、本事業に関連して、効力発生日までに、以下の契約(以下、総称して「既存関連契約」という。)を各当事者間において解約する。第1号に掲げる契約については、甲は、

2 甲
響
を
び
3 甲
式
取
下
同
互

第10
甲は、
い。

第11
1 本契
それ
2 甲又
議し

第12
甲及び
由によ
合意に

第13
本契約
な場合)

当事者である双日株式会社をしてこれを解約させる。

(1) 令和5年7月28日付ロイヤルホールディングス株式会社、SREホールディングス株式会社及び双日株式会社の間で締結された業務提携契約並びにその変更覚書(令和7年6月20日付及び令和8年5月18日付)

(2) 令和5年8月1日付双日株式会社(委託元)と甲(受託先)との間の本事業運営に関する業務委託契約

(3) 令和5年9月15日付双日株式会社と甲との個人情報保護に関する覚書

2 甲及び乙は、既存関連契約の解約及び次項の権利義務の譲渡に伴う甲又は乙の損益への影響は、本契約締結時点で軽微と認識されており、本分割の対価額に影響を及ぼさないことを確認する。ただし、本契約締結時点では想定できなかった事情が発生した場合は、甲及び乙が協議して対応するものとする。

3 甲は、双日株式会社、ロイヤルホールディングス株式会社及びSREホールディングス株式会社(以下、本項において「三社」という。)と甲との間で、本事業に関連して創出・取得・蓄積された知的財産権(知的財産基本法第2条第2項にいう知的財産権をいう。以下同じ。)及びノウハウその他一切の知的成果は、既存関連契約の解約日(効力発生日と同一日とする。)において、甲に帰属し、三社の所有又は共有に係るものはないことを相互に確認する合意書面を、別途三社とともに締結する。

第10条 (競業避止義務を負わない旨の確認)

甲は、本分割にかかわらず、本事業及びこれに類似する事業に係る競業避止義務を負わない。

第11条 (会社財産の管理等)

1 本契約締結後効力発生日までの間、甲は本事業につき、乙はその一切の事業につき、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理をする。

2 甲又は乙が本契約に重大な影響を及ぼす事項を行おうとするときは、あらかじめ甲乙が協議した上でこれを行う。

第12条 (分割条件の変更及び本契約の解除)

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変更が生じたときは、甲乙協議の上、合意により本契約に定める条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第13条 (本契約の効力)

本契約は、甲又は乙において法令上必要な手続(取締役会決議、株主総会承認決議(必要な場合)、債権者保護手続、第9条所定の既存関連契約の解除その他法令所定の手続をい

う。)が、効力発生日の前日までに完了しないとき、又は法令に定める関係官庁の承認が必要な場合においてその承認が得られないときは、その効力を失う。

第14条 (個人情報の取扱い)

- 1 甲は、本事業の遂行に関連して取得した個人情報を、個人情報の保護に関する法律第27条第5項第2号(事業の承継)に基づき、本分割に伴い乙に提供する。
- 2 乙は、当該個人情報を本分割前の利用目的の範囲内で利用するものとし、利用目的の範囲を超えて利用する場合は、別途、本人の同意取得その他法令所定の手続を行う。
- 3 甲は、効力発生日以降、速やかに甲の保有する本条第1項記載の個人情報を消去するものとする。

第15条 (商標権・ドメイン名等の移転手続)

- 1 甲は、効力発生日後速やかに、別紙「承継権利義務明細表」第3項に記載する商標権について、本分割を原因とする移転登録申請を特許庁に対して行うものとする。当該移転登録申請に係る費用は乙の負担とする。
- 2 甲は、効力発生日に合わせて、別紙「承継権利義務明細表」第3項に記載するドメイン名(<https://omise-craft.com/>)の管理権限を乙に移管するものとし、乙はその受領手続を行う。
- 3 乙は、効力発生日以降、本事業に係る宣伝、広告、PR、営業活動その他の対外的表示において、甲、双日株式会社、ロイヤルホールディングス株式会社及びSREホールディングス株式会社(以下「関係四社」と総称する。)が過去に本事業に関与していた事実(「ロイヤルホールディングス株式会社のノウハウが活用されている」等、関係四社の名称、信用、ノウハウその他の関与を直接又は間接に示唆する表現を含む。)を、引用し、表示し、又は利用してはならない。ただし、法令上要請される場合、又は当該表示に係る関係四社の事前の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

第16条 (効力発生日後の債権債務の精算)

- 1 効力発生日後、本分割により乙に承継された売掛金その他の債権につき、その債務者が甲に対して弁済をしたときは、甲は、これを受領した後速やかに、当該弁済に係る金員を乙に引き渡し、又は乙の指定する預金口座に振り込む方法により支払う。当該支払に要する費用は乙の負担とする。
- 2 効力発生日後、甲に留保された債権につき、乙がその弁済をうけたときは、乙は、これを受領した後速やかに、当該弁済に係る金員を甲に引き渡し、又は甲の指定する預金口座に振り込む方法により支払う。当該支払に要する費用は甲の負担とする。
- 3 効力発生日後、本分割により乙に承継された買掛金、未払金その他の債務につき、甲がそ

の請求を受けときは、速やかに乙に通知するものとする。

4 効力発生日後、乙が、甲に留保された債務につき請求を受けたときは、速やかに甲に通知するものとする。

5 甲及び乙は、前各項の精算を円滑に行うため、債権債務の内容、入出金の状況その他相手方が必要とする情報を相互に提供し、誠実に協力する。

第17条 (本事業の継続)

1 乙は、効力発生日から起算して少なくとも1年間、本事業を、効力発生日の直前における内容と実質的に同等の態様で継続して運営するものとする。

2 前項は、本事業の承継に際し、本事業の会員及び提携先（パートナー企業等）に不利益が生じないようにすることを目的とする。乙は、前項の期間中、正当な理由なく本事業の全部若しくは重要な一部を廃止し、又は会員若しくは提携先に重大な不利益を及ぼす変更を行わないものとする。

3 前二項は、サービスの改良、軽微な変更その他法令の遵守又は事業環境の変化に応じた合理的な範囲における本事業の見直しを妨げるものではない。

第18条 (秘密保持)

甲及び乙は、本契約の締結又は履行の過程で知り得た相手方の営業上、技術上その他一切の秘密について、これを厳密に保持し、本契約の履行に必要な目的以外に使用してはならず、また、相手方の事前の書面による承諾がない限り、第三者に開示又は漏洩してはならない。

第19条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本分割に際し必要な事項は、甲乙が協議して定める。

第20条 (準拠法及び管轄裁判所)

本契約は日本法に準拠し、本契約に関連又は起因して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2026年7月10日

甲

住 所 東京都港区六本木三丁目1番1号

商 号 双日食料株式会社

代表取締役 社長 小 泉 豊



乙

住 所 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号

商 号 G-FACTORY株式会社

代表取締役 片 平 雅 之



乙は
利義
は、
日前

1

2 食
本
(

(2
(3

3 知
本
(1)

(2)

承継権利義務明細表

乙は、本分割により、効力発生日における甲の本事業に属する次の資産、負債、その他権利義務を甲から承継する。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債の評価については、令和8年6月末現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除した上で確定するものとする。

1 資産

本事業に関する次の資産。

- (1) 売掛金（本事業関連の役務提供等に基づき効力発生日において甲に発生しているもの）
- (2) 有形固定資産（本事業の運営に供されるサーバー機器、PC等のIT機器その他のもの）
- (3) その他、効力発生日において本事業に属するものとして甲乙協議の上、別途書面による合意によって特定する資産

2 負債

本事業に関する次の負債。

- (1) 買掛金（本事業に関する取引先に対し、効力発生日において甲が負担する買掛金）
- (2) 未払金（本事業に関し、効力発生日において甲が負担する未払金）
- (3) その他、効力発生日において本事業に属するものとして甲乙協議の上、別途書面による合意によって特定する負債

3 知的財産権等

本事業に関する次の権利。ただし、本事業以外で、甲が利用するものは除く。

- (1) 商標権：登録第6828763号（図形）、登録第6828764号（OMISE CRAFT）、登録第6828765号（オミセクラフト）（出願日：令和5年11月29日、登録日：令和6年7月29日、更新期限：令和16年7月29日、指定区分：第9類・第35類・第42類・第43類、登録権者：甲）
- (2) 著作権（OMISE CRAFTのウェブサイト、システム、コンテンツに関する著作権）

- (3) ドメイン（本事業に係る以下のドメイン名）

<https://omise-craft.com/>

- (4) ソフトウェア（本事業の運営に供されるソフトウェア、システム構成資料、運用設計書、ソースコード等）

4 契約関係

本事業に関する次の契約上の地位及びこれに付随する権利義務。ただし、本事業以外の甲の事業にも関連して締結された契約及びこれに付随する権利義務は除く。

- (1) 利用規約に基づく会員（OMISE CRAFTユーザー）との契約
- (2) 提携契約（不動産会社、設計施工会社、パートナー会社等との提携契約。）
- (3) システム関連契約（サーバー事業者、ASP事業者、決済代行事業者等との契約）
- (4) その他、本事業に関する個別契約（基本契約に基づく個別契約を含む。）

5 雇用契約

本分割により乙が甲から承継する雇用契約はない。本事業に主として従事する労働者及び従として従事する労働者は、いずれも存在せず、甲の労働者のうち、その労働契約を本分割により乙に承継させる労働者もないことを確認する。

6 除外資産・契約

本分割により乙に承継されないものは、以下のとおりである。

- (1) 本契約第9条第1項各号に定める既存業務提携契約等（効力発生日前日までに解除する。）
- (2) 本事業以外の甲の事業に関する一切の権利義務
- (3) 甲が雇用する労働者の労働契約
- (4) 本事業に関連して甲又は双日株式会社、ロイヤルホールディングス株式会社、SREホールディングス株式会社が保有する一般的なノウハウ・ブランド・取引関係のうち、本事業に専属しないもの
- (5) 効力発生日前日までに既に履行済みの債権・債務（売掛金・買掛金・未払金等のうち効力発生日前日までに弁済・受領済みのものに限る。）
- (6) その他、甲乙協議の上、別途書面による合意によって除外することを特定する権利義務

以上

別紙 2（吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等）

第 44 期 事業報告

〔 2025 年 4 月 1 日より
2026 年 3 月 31 日まで 〕

双 日 食 料 株 式 会 社

東京都港区六本木 3-1-1 六本木ティーキューブ 16 階

第 44 期事業報告

(2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における世界経済は、ウクライナ情勢の長期化や中東地域の不安定化に加え、主要国の金融政策の転換、インフレ圧力の高止まりなどにより、不確実性の高い状況が続きました。国際物流の混乱や運賃の高止まり、円安基調の継続により、輸入食品の調達環境は厳しい状況で推移いたしました。

国内では、インバウンド需要の回復を背景に外食産業が持ち直し、業務用食品需要は堅調に推移した一方、物価上昇に伴う節約志向の高まりから、外食・中食市場ではメニュー構成の変更が進むなどの需要構造の変化も見られました。

このような環境下、当社は、安定調達の確保、調達先の分散、物流効率化を進めるとともに、高付加価値商材・代替原料の提案強化に取り組みました。加えて、外食・中食向け需要の回復を捉えるべく、提案営業や新規商材の導入を通じて販売機会の拡大に努めました。

この結果、当社の当事業年度の業績は、売上高 1,386 億 16 百万円(前期比 63 億 39 百万円減)、売上総利益 84 億 63 百万円(前期比 5 億 27 百万円減)、経常利益 32 億 61 百万円(前期比 8 億 56 百万円減)、当期純利益 23 億 04 百万円(前期比 5 億 76 百万円減)となりました。

事業別の状況につきましては、基礎原料本部において、精製糖代理店取引が堅調に推移した他、前年度より取り扱いを開始した冷凍ベーカリー商材追加により、売上を伸ばし、農水産事業本部においては、国産帆立の供給減/相場高騰を背景に、代替商材である中国産貝類の取扱いが伸長し、売上拡大に寄与しました。

一方、畜産事業本部においては、北米冷凍牛肉事業が、北米の供給減、相場的大幅な上昇、日本国内の需要変化等の影響を受け、大幅な減益となりました。また、リテール事業本部、並びに関西、名古屋、北日本の各支社においては、全国量販店向け PB 商品の供給拡大を企図していたが、原料コストの上昇や価格競争の激化により前年実績を下回りました。

(2) 資金調達等についての状況

当社の資金調達は、営業活動から得られる資金のほか、双日株式会社が提供するキャッシュ・マネジメント・システム等を活用した借入で行っております。当事業年度末における有利子負債残高は、前期末と比較して 45 億 30 百万円減少し、198 億 10 百万円となりました。

(3) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

(単位:百万円)

区 分	2022年度 (第41期)	2023年度 (第42期)	2024年度 (第43期)	2025年度 (第44期)当事業年度
売 上 高	129,910	131,427	144,956	138,616
経 常 利 益	3,595	4,267	4,117	3,261
当 期 純 利 益	2,547	2,817	2,880	2,304
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	円 248,765.59	円 275,148.04	円 281,343.42	円 225,043.04
総 資 産	64,080	68,715	71,818	66,952
純 資 産	19,808	21,489	21,893	22,547

組織別売上高

(単位:百万円)

組 織 名	2022年度 (第41期)	2023年度 (第42期)	2024年度 (第43期)	2025年度 (第44期)
基 礎 原 料 本 部	49,508	58,759	71,340	70,060
畜 産 事 業 本 部	69,646	68,094	77,678	71,449
農 水 産 事 業 本 部	24,182	36,169	38,680	32,864
リ テ ー ル 事 業 本 部	24,538	24,654	26,194	29,621
支 社 他	24,106	20,484	35	31
調 整 額	△ 62,072	△ 76,736	△ 68,973	△ 65,410
合 計	129,910	131,427	144,956	138,616

2024 年度の組織変更により、各支社は各営業本部の下部組織となりました。

したがって、支社他に記載の 2021 年度から 2023 年度の各支社売上高は、2024 年度、2025 年度において各営業本部の売上高に含めております。

(4) 対処すべき課題

2024 年度を初年度とする中期経営計画(2024 年度～2026 年度)は最終年度を迎えています。当社は、これまで進めてきた既存事業の成長を一層加速させるとともに、重点取組分野への経営資源の選択と集中を進めることで、収益力の回復および向上を図ることを重要な経営課題と認識しております。

基礎原料本部および農水産事業本部においては、足元で成果が顕在化している取引領域を中心に事業の深耕を進め、販売拡大と収益力向上の両立を目指します。既存商材の取扱幅に加え、市場ニーズを的確に捉えた新規商材の開発・導入を推進し、持続的な成長の実現に繋げてまいります。

畜産事業本部においては、北米冷凍牛肉事業が相場や需給動向などの外部要因の影響を受けやすい構造であることを踏まえ、収益力改善に向けた早急な対応が必要と認識しています。相場変動への対応力強化に加え、調達および販売戦略の見直しを進め、収益基盤の再構築を図ってまいります。

リテール事業本部および各支社では、全国量販店向け PB 商品の安定供給および取引拡大に継続して取り組みます。併せて、原料調達への関与強化、商品提案力の向上、価格競争力の強化を通じて、事業計画の実現性を高めてまいります。

また、為替変動、原材料価格の高止まり、物流コストの上昇など、事業環境の変化が続く中、販売先への適時適切な価格改定の実施、調達先の分散化、物流の効率化を推進し、外部環境の変動に強い事業運営体制の構築に努めてまいります。

中期経営計画の最終年度においては、既存領域における選択と集中を徹底するとともに、重点分野への人的リソースの最適配分を行います。さらに収益管理の高度化を通じて、企業価値の向上と収益の最大化を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容

農畜水産原料、基礎原料、加工食品、その他各種食料品の輸出入及び国内売買

(6) 主要な営業所及び使用人の状況

① 主な営業所

本 社	東京都港区六本木三丁目1-1 六本木ティーキューブ16階
関 西 支 社	大阪府大阪市北区梅田三丁目3-10 梅田ダイビル 19階
名 古 屋 支 社	愛知県名古屋市中区錦一丁目10-20 アーバンネット伏見ビル2階
北 日 本 支 社	宮城県仙台市青葉区本町二丁目3-10 仙台北町ビル11階

② 使用人の状況

2026年3月31日現在

区 分	従業員数	平均年齢	平均勤続年数
男 子	162名（うち、正社員132名）	41.7歳	12.0年
女 子	138名（うち、正社員124名）	39.7歳	11.2年
計	300名（うち、正社員256名）	40.7歳	11.6年

従業員数は正社員、嘱託社員、派遣社員、受入出向者合計
平均年齢、平均勤続年数の対象は正社員のみ

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は双日株式会社であり、同社は当社の株式を 10,240 株(出資比率 100%)保有しております。

② 子会社の状況

子会社名称	資本金	出資比率	主要な事業内容
双日食料水産株式会社	11百万円	100.00%	魚介類の加工販売及び輸出入業務
株 式 会 社 ミートワン	80百万円 (注)	71.25%	食料品の販売、仲介、斡旋及び輸出入業務

(注)資本金は、資本準備金を含んでおります。

(8) 主要な借入先及び借入額

2026年3月31日現在

借入先	借入金残高
双 日 株 式 会 社	19,282 百万円
Sojitz Treasury Center Pte.Ltd.	527 百万円

2. 株式に関する事項

(1) 会社が発行する株式の総数	20,000株
(2) 発行済株式の総数	10,240株
(3) 当事業年度末の株主数	1名
(4) 株主名	双日株式会社

3. 会社役員に関する事項

2026年3月31日現在

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
小泉 豊	代表取締役社長 品質管理 担当	Japan Best Foods Co.,Ltd社 委任代表者 株式会社フードテックワン 取締役
小野 浩平	取締役専務執行役員 畜産事業本部、リテール事業本部担当、 マーケティングストラテジー室 室長	威海金海食品有限公司 董事
井上 和彦	取締役常務執行役員 監査、財務 担当 兼 腐敗行為防止担当者 兼 コンプライアンス委員会委員長	
西井 篤	取締役執行役員 基礎原料本部、農水産事業本部 担当	
三井田 砂理	(非常勤)取締役	双日株式会社 執行役員 リテール・コンシューマーサービス本部長 株式会社JALUX 取締役 マリンフーズ株式会社 取締役 トライ産業株式会社 取締役 DaiTanViet Joint Stock Company Director SJフューチャーホールディングス株式会社 取締役
西村 武	(非常勤)取締役	双日株式会社 総合リスク管理部 部長 双日インフィニティ株式会社 取締役
森泉 洋介	常勤監査役	
赤坂 誠一	(非常勤)監査役	双日株式会社 M&A・投資戦略推進室 第一課 課長

(1) 取締役

- ①2025年3月27日開催の臨時株主総会において2025年4月1日付で小泉 豊氏、小野 浩平氏、井上 和彦氏、西井 篤氏、西村 武氏、三井田 砂理氏の取締役就任が承認されました。
- ②2025年4月1日開催の臨時取締役会において同日付で小泉 豊氏の代表取締役就任が承認されました。

- ③2026 年 3 月 31 日付において小泉 豊氏、小野 浩平氏、井上 和彦氏、西井 篤氏、西村 武氏、三井田 砂理氏は任期満了に伴い、退任いたしました。
- ④2026 年 3 月 27 日開催の臨時株主総会において 2026 年 4 月 1 日付で小泉 豊氏、門野 武史氏、西村 武氏、山下 貴宏氏の取締役就任が承認されました。
- ⑤2026 年 4 月 1 日開催の臨時取締役会において同日付で小泉 豊氏の代表取締役就任が承認されました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

	支給人員	支給額
取 締 役	4名	82百万円
監 査 役	1名	19百万円
合 計	5名	101百万円

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、監査役連絡会において協議した結果、会計監査人の報酬等の額につき会社法第 399 条第 1 項の同意を行っております。

②会計監査人の報酬等の額

37 百万円

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 当社の取締役会議事録及び稟議決裁書等、当社取締役の職務の執行に係る重要文書は、当社の取締役会規程及び文書管理・情報管理に関する社内規程に従い、法定の保存期間に対応した保存期間及び保存責任部署を定め、必要に応じて閲覧に供せる体制とする。

[運用状況]

- ・ 取締役会議事録をはじめとする取締役の職務執行に係る重要文書は、上記の社内規程に基づき、保存期間及び保存責任部署を定めて適切に管理しております。

(2) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は、双日グループ・コンプライアンス行動基準及びそれを実施するためのマニュアル並びにコンプライアンス・プログラムを策定し、当社グループの役職員による法令及び定款並びに社内規程の遵守徹底を図る。
- ・ 当社は、当社グループにおける関係諸法令の改正等の把握及びその遵守の徹底を図るために、コンプライアンス委員会を中心にコンプライアンス体制の整備を促進するとともに、当社内各部署の職務分掌及び当社グループ会社の主管者を明確にする。

- ・当社は、反社会的勢力とは取引を含む一切の関係を持たず、不当な要求に対しては、法的対応を含め、毅然と対応するものとし、当社グループにおいて、その徹底を図る。
- ・当社は、品質管理部を中心に、食品に係る関係諸法令の遵守徹底を図る。

[運用状況]

- ・双日グループ・コンプライアンス行動基準及び、それを実施する為のマニュアル等を策定するとともに、当社グループの役職員に対し、コンプライアンス委員会が中心となって、コンプライアンスに関する社内研修による教育等を行うことにより、コンプライアンス意識の徹底を図っております。
- ・社内ルール違反によるコンプライアンス事案発生を予防するため、上記社内研修に加え、職能各部による社内研修を実施中です。
- ・腐敗行為防止規程及び同要領を策定し、運用の徹底を図っております。
- ・品質管理部が、食品表示に関する研修動画を作成し動画配信する等、食品に係る関係諸法令の遵守徹底を図っております。

(3)当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、当社グループの損失に結びつく信用リスク、事業投資リスク、市場リスク、災害リスク等様々な社内外のリスクを識別・分類し、それぞれについての社内規程ないし対応手順と主管部署を定め、当社グループの損失発生を防ぐとともに発生時の損失極小化を図る。
- ・定められた社内規程や対応手順については、不断にその実効性を確認・改善するとともに、事業環境の変化に伴って当社グループに新たなリスクが生じる場合には、速やかにこれに対応する責任者、主管部署、社内規程等を定める。

[運用状況]

- ・リスク項目毎に、社内規程ないし対応手順と主管部を定め、それを順守し関係者で情報の共有を図り、損失の発生を未然に防止することを第一義とするとともに、発生時は損失の極小化に努めております。また、事業環境の変化などに伴う対応策の全社周知や新たなリスク領域への対応が必要となった場合は、適宜、経営へ課題認識や対応状況について報告のうえ対処しております。

(4)当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、当社の取締役及び執行役員の役割分担、社内各部署の職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定のルールを明確に定める。
- ・当社は、取締役会で決議すべき重要事項は取締役会規程に明定し、それに準ずる重要事項・分野の審議もしくは決定を行う機関として、経営会議の他、それぞれに対応する審議会あるいは委員会を設置する。また、取締役会に報告すべき事項も取締役会規程に明定し報告せしめる。
- ・当社は、当社グループ会社の管理運営体制を統轄する部署を定め、当社グループ会社の経営の健全性確保に努める。
- ・当社グループの経営方針は、当社の経営会議、経営企画部又は主管者により速やかにこれを当社グループ会社に知らしめるとともに、他の口頭及び文書による方法も加えて、当社グループの役職員への浸透に努める。
- ・当社は、連結ベースでの経営計画を策定し、経営目標及び経営指標を当社グループで共有し、グループ経営を推進する。

[運用状況]

- ・取締役及び執行役員の担当組織を明確にするとともに、取締役会規程や権限規程、及び個別決裁基準表等において権限及び意思決定のルールを明確に定めております。

- ・グループ会社の管理運営体制を統轄するために、主管者を定め、当社グループの経営方針等は速やかに伝達し、当社グループの役職員への浸透に努めております。
- ・連結ベースでの経営計画を策定し、経営目標及び経営指標を当社グループで共有、グループ経営を推進しております。

(5)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制、並びに、当社及び子会社における業務の適正を確保するためのその他の体制

- ・当社は、当社グループ会社を主管する主管者を必ず定めることとする。主管者は重要事項について、当社グループ会社に対し事前協議を求め、事業報告及び営業活動報告等について当社への定期的な報告を義務付ける。
- ・当社は、連結財務報告に係る内部統制評価の観点からも、当社グループ会社の業務プロセスの検証・整備を図る。
- ・当社監査部は、当社各部署及び当社グループ会社の内部監査を実施し、業務の適正を検証する。

[運用状況]

- ・当社は、当社グループ会社に取り締役や監査役等を派遣し、適正な経営基盤やガバナンスの整備・運営等に対する経営監督を行い、年度事業報告・月次営業活動報告等により定期的に報告を受けています。重要事項については、事前協議事項を定め、当社グループ会社の重要な業務執行について適切に管理しております。
- ・監査部は、年度内部監査計画に基づき、当社各部署及び当社グループ会社を対象とした内部監査を実施し、業務の適正性を検証するとともに、指摘及び改善提案を明示し、改善状況をフォローアップすることにより、業務の確実な改善に繋げております。

一方、当社及び当社グループ会社に対しては、親会社である双日株式会社の内部監査が計画的に実施され、その内容を当社監査担当役員も確認しております。また、会計監査人による当社会計監査の一環として、子会社監査を受けており、これらの監査指摘事項に基づいた業務改善を図っております。

(6)当社監査役の職務を補助する使用人及び当該使用人の取締役からの独立性、並びに当社監査役から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

- ・当社監査役の職務を補助する部署や使用人は必要な場合は配置する。
- ・同使用人は当社監査役の指示に従い職務を遂行するものとし、その評価、異動には当社監査役の同意を要するものとする。

[運用状況]

- ・監査役の職務を補助する部署や使用人は設置しておりませんが、監査役監査基準に、補助使用人を置いた場合の当該使用人の取締役からの独立性、監査役からの指示の実効性を確保する事を定めております。

(7)当社及び子会社における当社監査役への報告に関する体制

- ・当社取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、速やかにこれを当社監査役に報告しなければならない旨、当社取締役会規程にて定める。
- ・当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、コンプライアンス委員会等を通じて、定期的に当社監査役に対して報告する。
- ・当社監査部は監査終了の都度、内部監査報告書の写しを当社監査役に配付する。
- ・当社監査役は、必要に応じて、会計監査人、当社取締役もしくはその他の者に対して報告を求めることができる体制とする。

[運用状況]

- ・監査役への報告及び必要書類の提出等は適切に行われており、監査役の求めに応じて会計監査人、取締役、その他の者は適切に報告を行っております。

- ・ 役職員からの内部通報の状況は、コンプライアンス委員会において、監査役に報告されております。
- ・ 監査部より、内部監査報告書の写しを監査役に配付するとともに、内部監査報告会にも監査役が同席し、情報共有を図っております。

(8)当社監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・ 当社は、内部通報制度等(当社監査役等への報告も含む)を通じて報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

[運用状況]

- ・ コンプライアンス・プログラムに、上記の基本方針に沿った規定を定め、内部通報制度等を通じて報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行っておりません。

(9)その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 当社は、監査役監査の効率性及び適正性に留意しながら、必要と認める費用を支出する。
- ・ 当社監査役は当社取締役会に出席して、必要に応じて意見を述べ、当社経営会議その他の重要な会議にも出席して重要事項の審議ないし報告状況を直接認識できる体制とする。
- ・ 当社代表取締役は当社監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

[運用状況]

- ・ 監査役の職務遂行上、必要と認められる経費は、適切に処理されております。
- ・ 監査役は、取締役会や経営会議等の重要な会議に出席し意見を述べるとともに、重要事項の審議ないし報告状況を直接認識できる体制となっております。また、代表取締役と定期的な会合を持ち、意見交換を行っております。

6. 親会社等との間の取引に関する事項

(1)親会社との関係及び取引

当社の親会社である双日株式会社は、当社の議決権の100%(株式数10,240株)を保有しており、当事業年度末において親会社より取締役2名、監査役1名の受け入れを行っております。また、従業員においても親会社からの出向を受け入れております。

双日株式会社との取引は主に食料原料の仕入であり、当事業年度決算における議決権等の所有割合、関連当事者との関係、及び重要な取引金額は以下の通りです。

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	双日株式会社	被所有 直接100%	資金の借入 役員の兼任3名	配当金の支払	2,380	未払金	2,909
				通算税効果額 及び通算親法人 による代理納付額	529		
				CMS (注1)	-	短期借入金	19,282

(注1)当社はCMSを利用しております。よって、借入金の残高は日々変動しているため、取引金額は記載せずに、期末残高のみ記載しております。また、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(2) 親会社等からの一定の独立性の確保の状況

当社は親会社である双日株式会社を中心とする企業集団に属しております。

当社は、主に食料品卸売を営んでおりますが、双日株式会社より事業活動を阻害されるような要因は全く無いと認識しており、当社は独自の経営判断を行える状況にあると考えております。

なお、親会社を含む双日グループ内の一部企業との間に取引がありますが、その場合の取引条件は他社と同様に決定しております。

当社の事業は、双日グループ各社との事業の棲み分けがなされており、親会社からの取締役や出向者の受け入れ状況は当社独自の経営判断を妨げるものではなく、一定の独自性が確保されているものと判断しております。

親会社等からの独立性の確保の点では、当社の事業展開における最終的な意思決定は取締役会が行っており、それぞれの取締役は当社並びに株主にとっての最善の利益となるよう考慮し、決定を行っております。

7. その他

事業報告の内容を補足する重要な事項は特にないため、「附属明細書」の作成は省略しております。

第 44 期 計算書類

〔 2025 年 4 月 1 日より
2026 年 3 月 31 日まで 〕

双 日 食 料 株 式 会 社

東京都港区六本木 3-1-1 六本木ティーキューブ 16 階

貸借対照表

(2026 年 3 月 31 日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流 動 資 産	59,670	I 流 動 負 債	43,502
現 金 及 び 預 金	29	買 掛 金	15,632
受 取 手 形 金	255	短 期 借 入 金	19,810
売 掛 金	28,746	未 払 金	5,867
商 品	25,494	未 払 法 人 税 等	345
前 払 費 用 金	223	未 払 消 費 税 等	239
未 収 入 金	711	未 払 費 用	286
短 期 差 入 保 証 金	528	前 受 金	710
そ の 他 の 流 動 資 産	3,681	預 り 金	143
		賞 与 引 当 金	286
		受 注 損 失 引 当 金	21
		そ の 他 の 流 動 負 債	158
II 固 定 資 産	7,282	II 固 定 負 債	901
1. 有形固定資産	598	繰 延 税 金 負 債	836
建 物 附 属 設 備	51	資 産 除 去 債 務	65
構 築 物	0		
機 械 及 び 装 置	471	負 債 合 計	44,404
備 品	75	(純資産の部)	
土 地	0	I 株 主 資 本	20,201
		1. 資 本 金	412
2. 無形固定資産	341	2. 資 本 剰 余 金	6,014
電 話 加 入 権	0	資 本 準 備 金	4,516
ソ フ ト ウ ェ ア	341	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,498
3. 投資その他の資産	6,342	3. 利 益 剰 余 金	13,774
関 係 会 社 株 式	65	利 益 準 備 金	67
投 資 有 価 証 券	5,195	そ の 他 利 益 剰 余 金	13,707
出 資 金	0	繰 越 利 益 剰 余 金	13,707
関 係 会 社 出 資 金	533	II 評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,346
長 期 差 入 保 証 金	178	1. そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,067
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	560	2. 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	279
固 定 化 営 業 債 権	79	純 資 産 合 計	22,547
そ の 他 の 投 資 金	5		
貸 倒 引 当 金	△ 275		
資 産 合 計	66,952	負 債 ・ 純 資 産 合 計	66,952

損益計算書

(2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日)

(単位:百万円)

科 目	金 額
I. 売 上 高	138,616
II. 売 上 原 価	130,152
売 上 総 利 益	8,463
III. 販売費及び一般管理費	5,031
営 業 利 益	3,432
IV. 営 業 外 収 益	
受 取 利 息	19
受 取 配 当 金	150
為 替 差 益	50
雑 収 入	14
	235
V. 営 業 外 費 用	
支 払 利 息	348
支 払 手 数 料	57
雑 支 出	0
	406
経 常 利 益	3,261
VI. 特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	13
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	3
	16
VII. 特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	2
固 定 資 産 処 分 損	0
	2
税 引 前 当 期 純 利 益	3,275
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	939
法 人 税 等 調 整 額	31
当 期 純 利 益	970
	2,304

株主資本等変動計算書

(2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日)

(単位:百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			株主資本 合 計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計	
2025 年 4 月 1 日 残 高	412	4,516	1,498	6,014	67	13,783	13,850	20,277
事 業 年 度 中 の 変 動 額								
剰余金の配当						△ 2,380	△ 2,380	△ 2,380
当期純利益						2,304	2,304	2,304
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△ 75	△ 75	△ 75
2026 年 3 月 31 日 残 高	412	4,516	1,498	6,014	67	13,707	13,774	20,201

	評価・換算差額等			純資産 合 計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
2025 年 4 月 1 日 残 高	1,676	△ 60	1,616	21,893
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰余金の配当				△ 2,380
当期純利益				2,304
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)	390	339	729	729
事業年度中の変動額合計	390	339	729	654
2026 年 3 月 31 日 残 高	2,067	279	2,346	22,547

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・子会社株式及び関連会社株式・・・移動平均法による原価法であります。
- ・その他有価証券・・・時価のあるものについては、決算日の市場価格等による時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法であります。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法または個別法による原価法によっております(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

建物および2016年4月1日以降取得の建物附属設備・構築物は定額法、それ以外は定額法又は定率法を採用しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、主として社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与支払に備えるため、支給見込額のうち、当期の負担とすべき金額を計上しております。

③ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において、将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることができるものについて、翌事業年度以降の損失見込額を受注損失引当金として計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

商品の販売に係る収益は、主に卸売等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

③グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い

当社はグループ通算制度を適用しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。

2. 貸借対照表等に関する注記

(1) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	483 百万円
----------------	---------

(2) 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

双日食料水産株式会社	58 百万円
Japan Best Foods Co., Ltd.	5 百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期債権	294 百万円
短期債務	22,461 百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	1,983 百万円
仕入高	1,333 百万円
営業取引以外の取引による取引高(注1)	
受取利息	12 百万円
支払利息	287 百万円

(注1) 営業取引以外の取引による取引高については、その他の取引も含めると総額 303 百万円となります。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式 10,240 株

(2) 当事業年度中に行った剰余金の配当

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年3月27日 臨時株主総会	普通株式	2,380	232,421	2026年3月31日	2026年3月31日

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	105 百万円
貸倒引当金	86 百万円
投資有価証券評価損	20 百万円
繰延ヘッジ損失	9 百万円
その他	66 百万円
繰延税金資産 合計	287 百万円

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	951 百万円
繰延ヘッジ利益	136 百万円
その他	35 百万円
繰延税金負債 合計	1,124 百万円
繰延税金負債の純額	836 百万円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、主に双日グループ内の資金を一元化し、効率的に活用することを目的とした双日株式会社によるキャッシュ・マネジメント・システム(以下 CMS)及び双日グループ金融子会社

Sojitz Global Finance Plc 及び Sojitz Treasury Center PTE.LTD.が管理運営するグローバル・キャッシュ・マネジメント・システム(以下 GCMS)により資金を調達しております。また、デリバティブ取引は実需に伴う取引に限定し、投機的な取引は一切行っておりません。

②リスク管理体制

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、市場価格等変動リスクに備え、市場価格や発行会社の財務状況の継続的なモニタリングを行っております。

借入金の使途は運転資金であり、CMS 及び GCMS による資金調達により、安定した資金枠の確保を図っております。

デリバティブ取引は、内部管理規程に従って行われており、外貨建ての営業金銭債権債務に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約と、現物契約の公正価値変動リスクをヘッジするための商品先物であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	29	29	—
(2) 受取手形及び売掛金	29,002	29,002	—
(3) 未収入金	711	711	—
(4) 投資有価証券	4,972	4,972	—
(5) 買掛金	(15,632)	(15,632)	—
(6) 未払金	(5,867)	(5,867)	—
(7) 短期借入金	(19,810)	(19,810)	—
(8) デリバティブ取引	215	215	—

(注 1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金並びに(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 買掛金、(6)未払金並びに(7)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

(注 2) 市場価格のない株式等(貸借対照表価額計上額 222 百万円)は「(4)投資有価証券」に含めておりません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	双日株式会社	被所有 直接100%	資金の借入 役員の兼任3名	配当金の支払	2,380	未払金	2,909
				通算税効果額 及び通算親法人 による代理納付額	529		
				CMS (注1)	-	短期借入金	19,282

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 当社は CMS を利用しております。よって、借入金の残高は日々変動しているため、取引金額は記載せずに、期末残高のみ記載しております。また、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(2) 子会社

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	双日食料水産 株式会社	所有 直接100%	運転資金貸付 役員の兼任5名	資金の貸付 (注1)	120	長期貸付金 (注2)	364
				債務保証 (注3)	58	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 取引金額は当期中の増加額を記載しております。また、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注 2) 貸倒引当金控除後の金額を記載しております。

(注 3) 銀行借入等に対する 58 百万円の債務保証を当社が行っております。

(3) 兄弟会社

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の子会社	Sojitz Corporation of America	なし	畜産原料の購入 役員の兼任なし	仕入 (注1)	20,261	買掛金	1,321

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 仕入及び売上については市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

8. 1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,201,945円 82銭
1株当たり当期純利益	225,043円 04銭

9. その他の注記

金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

附 属 明 細 書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:百万円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額
有形固定資産	建物附属設備	36	25	0	9	51	150
	構築物	0	-	0	-	0	36
	機械及び装置	447	86	-	62	471	199
	備品	35	69	0	27	75	97
	土地	0	-	-	-	0	-
	計	519	180	1	100	598	483
無形固定資産	電話加入権	0	-	-	-	0	-
	ソフトウェア	143	245	-	47	341	-
	計	143	245	-	47	341	-

(注) 当期増加額の主な内容は、次のとおりであります。

機械装置	小麦粉受入設備購入に伴う増加	77 百万円
ソフトウェア	基幹システム保守延命に伴う増加	230 百万円

2. 引当金の明細

(単位:百万円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸 倒 引 当 金	276	1	3	275
賞 与 引 当 金	312	286	312	286
受 注 損 失 引 当 金	-	21	-	21

(注) 各引当金の計上の理由及び金額の算定方法は、個別注記表の重要な会計方針に記載しております。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日)

(単位:百万円)

勘定科目	金額	摘要
役員報酬	176	
給料	1,418	
時間外手当	156	
賞与	272	
賞与引当金繰入額	286	
福祉費	341	
退職給付費用	62	
事務協力費	136	
旅費交通費	129	
海外旅費	172	
通信費	48	
交際費	64	
海外交際費	2	
会費	7	
厚生費	34	
借地借家料	288	
減価償却費	147	
営繕費	10	
水道光熱費	7	
新聞図書費	3	
広告費	44	
保険料	181	
消耗品費	10	
公課	135	
信用調査費	24	
事務委託料	536	
研修費	33	
コンピュータ関係費	185	
機械賃借料	52	
その他	59	
販売費及び一般管理費合計	5,031	

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

双日食料株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

富田亮平

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

弓|敷林嗣伸

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、双日食料株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書

類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上